

川西町生活道路維持補修支援事業

生活道路を維持補修するための原材料を支給します

この事業は町道以外の地域内の生活道路である法定外公共物の道路等を自治会の皆さんの協力によって維持補修を行う場合において、原材料を支給し支援するものです。

■目的：自治会内で行う生活道路の維持補修に対し、原材料を支給し支援する。

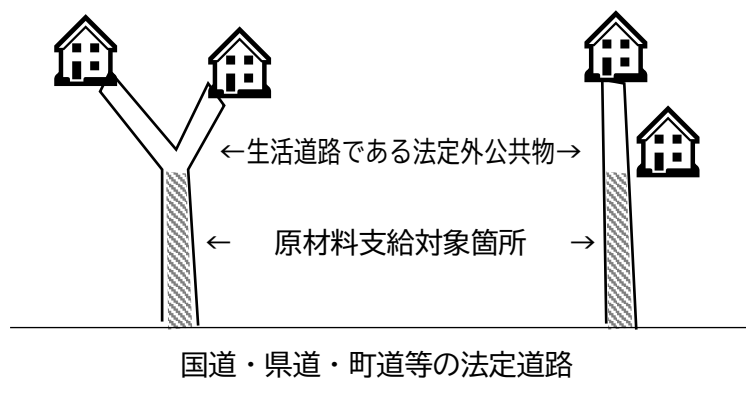
■原材料の種類：アスファルト・側溝蓋・砕石ほか

■支給額：10万円（消費税含）以内の原材料費
※重機の借上げ料等がある場合は自治会の負担となります。

■対象：

- ① 法定外公共物（国・県道、町道を除く道路等）で生活道路として機能している道路等
- ② 受益者がおおよそ2世帯以上である生活道路
- ③ 自治会で共同作業を行うもの

例



■留意事項：

- ① 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度等により生活道路の修繕が可能な区域は除きます。
- ② 生活道路以外または個人が使用する通用口等は除きます。

■申請手法：所定の様式により自治会長からの申請とします。
※詳細は裏面のとおり

■担当：川西町財政課契約管財グループ ☎ 42-6651

川西町生活道路維持補修支援事業 手続きの流れ

①事前相談

財政課契約管財グループ窓口にお越しいただき、申請予定箇所が法定外公共物であるかご確認ください。



②申請書の提出

「生活道路維持補修支援事業申請書」を財政課契約管財Gに提出ください。
※添付資料 工事位置図、工事概要図、見積書、実施個所の写真



③審査

町職員において書類審査、必要に応じて現地調査を行います。
必要がある場合は、自治会長の立会いをお願いします。



④決定通知

「事業決定通知書」を町から自治会長あてに送付します。



⑤事業着手

自治会において原材料を準備いただき、作業を進めていただきます。
※この時点で原材料費の支払いはしないようお願いします。



⑥事業完了報告

完了後速やかに「事業完了報告書」を財政課契約管財G窓口に提出ください。

※添付資料：完成写真、川西町宛の請求書の原本（原材料費分のみ 最大10万円まで）、自治会負担がある場合はその書類

⑨重機の借上げ料等自治会において負担がある場合は、町で負担する原材料費の請求書と分けていただくようお願いいたします。



⑦支払い

町から原材料購入事業者に支払いを行います。